

告示第15号

字の区域及び名称の変更にかかる訂正について

平成26年9月19日芝山町議会定例会において議決された、町の区域内の字の区域及び名称の変更について、以下のとおり変更調書を訂正する。

平成29年3月22日

芝山町長 相川勝重

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
小池	井戸作 宮作 前田 前田 手々栗 追分 井戸作 宮作	小池	寺谷 寺谷 寺谷 虫房 井戸作 手々栗 荒神前 荒神前	70の2 72の2 73の2 74の内から76の内 81の2の内 81の2の内 97の2 98の2 99の2 109の16 161の3 161の4 167の2 168の1の内 168の2 172の2 173の1 173の3 174の2の内 174の3 174の4 175の2 176の2 178の4 178の5 178の6 178の7 195の2 196の2 196の3 197の5 197の6の内 206の3 206の4 207の4 207の5 208の4 209の2の内 209の3の内 207の5に隣接する道路である公有地の一部 289の2 297の2 298の3 298の4 307の2
芝山	作 姥所 作ノ下 新起 向台 向台	芝山	作ノ下 作 作 西 西 駒込	83の3 84の2 85の2 85の3 86の2 97の2 98の2 97の2に隣接する水路である公有地の全部 99の3の内 99の3に隣接する道路である公有地の一部 104の3 104の4の内 104の7 122の4 123の内 126の内 130の2 206の2の内

芝山	西之台	芝山	駒込	206の3 207の2 208の2 209の2 210の2 213の3 214の6 214の6に隣接する道路である公有地の一部
	向台		西之台	225の2 225の2に隣接する道路である公有地の一部
	作ノ下		寺ノ台	308の2 309の2 312の2 312の5
	作ノ下		新井堀	309の2に隣接する道路である公有地の全部 312の2に隣接する道路である公有地の全部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成26年5月13日現在の登記事項証明書によるものである。